

# 税務相談室

## 確定申告について (その2) 前号の続き

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. の質問については前号(第1084号:1月1日付)にて回答済。
2. 確定申告書に誤りがあった場合、どのような方法がありますか。
3. 大学に勤務している友人が来年アメリカに2年間研修に行くことになり、妻子は日本に残ります。税金の心配をしておりましたが、どのようにしたらよいでしょうか。

### 回答

#### 2. 確定申告書の記載に誤りがあった場合

申告納税制度の基本は、納税者が自分で自分の所得を計算し、それに基づいて申告と納税を済ませるところにあります。ところで、これを法的に見た場合には「暦年の終了によって成立している納税義務を、具体的に確定させる私人の行う公法上の行為」ということとなります。つまり、自分の所得を計算したり、自分の申告書を書くことが公の仕事をすることになるわけです。

したがって、間違いのないように慎重に行う必要がありますが、計算違いや思い違いがないとは限りません。そこで、間違ったときには正しいものに直す必要が生じますが、公の仕事で一旦確定したものを直すことになるのですから、勝手に直すことはできません。計算誤りの結果、納付する税額が増えたり還付される税額が減少するような場合は修正申告により、その反対の場合は更正の請求によってそれぞれ当初申告を訂正することになっています。

しかし、上述の修正申告または更正の請求制度の例外として、法定申告期限内に同一人から2以上の申告書が提出された場合、特段の申出がない限り最後に提出された申告書を納税者の真意に基づくものとみて取り扱うことが実情にそうものと考えられますので、法定申告期限内に同一人から確定申告書または還付を受けるための申告書及び確定損失申告書のうち種類を異にするもの、または同種類の申告書が2以上提出された場合には、法定申告期限内にその納税者から最後に提出された申告書を、その納税者の

申告書として取り扱うこととなります。

なお、この制度は、実務上支障のない範囲において、先に提出された申告書の差替えを特に認める趣旨のものであるため、先に提出された申告書によって既に還付金の還付が行われている場合には、この取り扱いは適用できません。

医院の経営に係る所得は事業所得になりますが、租税特別措置法第26条の特例を適用して所得計算を行うか否かは納税者の自由な選択に委ねられており、特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を記載して提出することが要件となっています。

そして、特例の適用を受ける旨を記載した場合、またはその旨の記載のない確定申告書を提出しますと、その年の医業所得の計算方法は確定申告の際に選択した方法によることとなります。

したがって、原則としては、確定申告を収支計算によって行った場合には、その後に提出する修正申告の場合に所得計算を変える、すなわち措置法を適用して所得計算を行うことは認められないこととなります。ただし、特例の適用をしない旨の確定申告書の提出があった場合においても、そのことにやむを得ない事情があると税務署長が認めるときは、適用することができます。

#### 3. 日本を出国する方の申告

例えば奥さんを「納税管理人」として定め、渡米前に住所地の所轄税務署へ届出をする必要があります。そのことで、その人は非居住者（日本に住所のない人）となっても、従来どおりの方法で確定申告を行うことができます。

非居住者とは、原則として国内に住所を有しない者をいいますが、既に国内に住所のある人が国外に出る場合に、次のような事実があると、出国の日の翌日以後非居住者として取り扱われます。

- 1) その人が国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有していること。
- 2) その人が外国籍を持っているとか、外国での永住許可を受けたりしており、かつ、諸般の事情からその人が再び日本に帰って日本に居住すると認められるような事実がないこと。

したがって、あなたの友人の場合は、初めから2年間の予定で出国されますから、出国の日の翌日以後直ちに非居住者となります。

非居住者の所得の範囲は、原則として日本国内で生じた所得だけが課税の対象になり、国外で生じた所得は課税の対象になりません。

所得計算は、今までと同じ方法で計算しますが、所得控除は、雑損控除・寄附金控除及び基礎控除の三種類です。

したがって、友人は来年の1月1日から渡米の日までに得た所得の全部と、渡米後に生じた国内所得を翌年3月15日までに確定申告することとなります。